

逗子市

# 生活保護のしおり

生活保護を利用するにあたって、  
知っておいていただきたいこと  
必要な手続きについて書いてあります。



令和8年1月版

## 目 次

生活保護とは	1
保護を利用するには	1
保護費の決め方	3
収入認定額について	5
保護利用中の権利と義務について	6
保護利用中特に注意すること	10
病院へのかかり方	11
介護扶助について	12
保護費の支給について	14
保護開始決定時の手続きについて	14
申告書等の様式及等	15
収入申告書	
保護変更申請書	17
資産申告書	20
通院申告書	21
就労自立給付金	22
進学準備給付金	23
相談・連絡先	24

## 【生活保護とは】

国が、憲法25条の理念に基づいて、生活に困っている人たちに対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な援助をすることを目的とした制度です。

### ●保護を利用するには

保護を利用するときは、自分の持っている能力（働くこと）、資産（貯金・土地等）、その他あらゆるものを自分の生活のために活用することが必要です。また、扶養義務者からの援助や他の法律等による給付は保護に優先します。

#### 【資産について】

原則として保有が認められず、活用していただく主なものは、次のとおりです。

##### ◆土地・家屋

- ・現に世帯の居住用に役立てているものであっても、処分価値と利用価値を比較して、処分価値が著しく大きい土地及び家屋。
- ・現に居住していない家屋や事業用に使用していない土地及び家屋。
- ・その地域の農家の平均耕作面積以上、あるいは現に収益を上げていない田畠。
- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なもの。

##### ◆自動車

- ・障がい者である又は公共交通機関の利用が著しく困難であるなど、通勤・通院等に特別な事情がない場合。

##### ◆オートバイ

- ・ただし、総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、保有が認められる場合もありますのでご相談ください。

##### ◆生命保険

- ・保険金額、保険料及び解約返戻金が多額である場合。（ただし、保有が認められた生命保険であっても、解約返戻金や保険金を受け取ったときは、すでに受けた保護費の範囲内の金額を福祉事務所に返還していただく必要があります。）

##### ◆その他

- ・家族構成や一般世帯の所有状況から判断して、必要と認められた生活用品以外のもの。

#### 【能力について】

- ◆働くことのできる方は、働いて収入を得ることが必要です。

(病気の方は療養に専念し、治すための努力をしてください。)

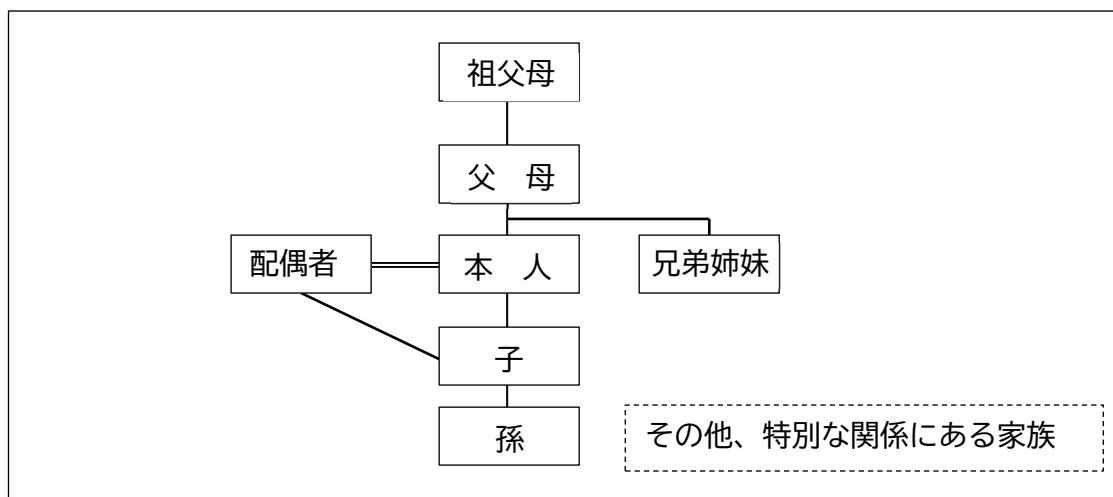
## 【その他の制度】

- ◆健康保険、年金、各種手当等生活保護法以外の法律や制度を利用できる場合は、まずこれらを利用することが必要です。

## 【扶養義務者からの援助について】

- ◆親子・兄弟姉妹等と援助について相談してください。特に扶養義務の関係が強い別居中の配偶者や義務教育修了前の子どもの親からは、特別な事情がない限り援助を受ける努力が必要です。
- ◆福祉事務所が扶養の期待性があると判断した扶養義務者の方に対して、援助の可能性について照会を行うことがあります、家庭内暴力、虐待等の経緯がある場合や、特別な事情がある場合などは、ご相談ください。

## 【扶養義務者の範囲】



## 【福祉事務所が行う調査について】

- ◆保護の決定や実施等のため、収入の状況、課税状況、預貯金や保険、不動産などの資産の状況、年金などの社会保障給付の状況、病状や健康状態などについて調査を行います。
- ※調査はマイナンバーを利用した情報連携により行う場合もあります。

## ●保護費の決め方

お住まいの地域や世帯の状況に応じて、国が定めた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入認定額をくらべて、足りない部分を保護費として決定します。

最低生活費	
生活・住宅・教育扶助等基準額（加算・一時扶助を含む）	
収入認定額 総収入—（必要経費・勤労控除等）	保護費

※最低生活費は、世帯員の年齢や人数、家賃額などによって算定するため、世帯員の入院、入所など、世帯の状況の変化により変更する場合があります。

※保護の開始決定は、申請のあった日から原則として14日以内（但し、調査に日時を要する場合や、特別な理由がある場合は30日以内）に通知します。

※保護の申請時や保護開始後、福祉事務所の担当者が定期的に家庭訪問を行います。

## ●保護の種類について

1, 生活扶助	衣食、その他日常生活に必要な費用
2, 住宅扶助	家賃（更新料等含む）、地代、住宅補修等に必要な費用
3, 教育扶助	学用品費・給食費等、義務教育を受けるのに必要な費用
4, 医療扶助	けがや病気の治療に必要な費用
5, 介護扶助	介護を受けるために必要な費用
6、出産扶助	出産に必要な費用
7, 生業扶助	技能修得や高等学校等の就学に必要な費用
8, 葬祭扶助	葬祭に必要な費用（葬祭を行う扶養義務者がなく、保護を利用している方が葬祭を行う必要がある場合の費用など。）

◆保護費は目的通りに使用してください。

住宅扶助費（家賃等）や教育扶助費（給食費等）、介護保険料加算などは、それぞれの支払いに充てることを目的として支給していますので、ほかの用途に充てることは認められません。滞納等がある場合は、必要に応じて代理納付を行います。

【加算・一時扶助について】

特別な需要によって、次のようなものが加算または支給されます。

◆主な加算

母子加算・・・母子・父子世帯等

障害者加算・・・重度の障害等

児童養育加算・・・18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を  
養育している者

◆主な一時扶助（ 支給要件があります。）

被 服 費・・・ 布団・被服・おむつ等

入学準備金・・・ 小・中学校に入学する際の入学準備金、高等学校等への入学準備のための費用

家具什器費・・・ 家具・炊事用具・食器・冷暖房器具等（保護開始時に持ち合わせが無い等の場合に限る）

期末一時扶助費・・ 越年するための一時金

転居の費用・・・ 敷金・運搬費等

住宅維持費・・・ 屋根やたたみ、風呂等の修理費

## ●収入認定額について

働いて得た収入、年金や手当、資産活用による収入、仕送り等については、これらの収入を得るために必要な経費を差し引いて収入認定額とします。また、働いて得た収入については、必要経費・勤労控除を差し引いたものを収入認定額とします。

### 【必要経費】

社会保険料・所得税・労働組合費・交通費や、農業・自営業等を営むために必要な経費などがあります。

### 【勤労控除】

- |         |     |  |
|---------|-----|--|
| 基礎控除    | ・・・ | 収入金額により控除額が決まっています。収入額が多くなれば、控除額も多くなるように決められています。  |
| 新規就労控除  | ・・・ | 学校を卒業した方が継続性のある職業についていた場合や、入院その他やむを得ない事情のために3年以上就労しなかった方が継続性のある職業についていた場合に、6か月間に限り控除します。 |
| 20歳未満控除 | ・・・ | 20歳未満の方について控除します。ただし、単身者などの場合は適用されません。   |
| その他の控除  | ・・・ | 託児費、国民年金の受給権を得るために必要な任意保険料、他法・他施策などによる貸付金の償還金などで、真に必要やむを得ないものに限り最小限度の額を控除します。            |

## [ 保護利用中の権利と義務について ]

保護は、最低生活の維持のための給付であり、保証される権利があります。

その一方で、保護を利用する方には守っていかなければならない義務もあります。

### 【保護利用中に保障されること】

#### ○権利

- ・ 正当な理由がなければ、すでに決定された保護は、不利益に変更されることはありません。
- ・ 保護金品に対して税金等をかけられることはできません。
- ・ 保護金品又は保護を受ける権利を差し押さえられることはできません。
- ・ 福祉事務所長が決定した保護の内容について不服があるときは、県知事に対して所定の手続きにより審査請求をすることができます。

### 【保護利用中に守っていただくこと】

#### ○義務

##### ◆自分の生活をより良くするための努力をすること

働くことのできる方は働いて収入を得る努力を、病気等で働けない方は療養に専念し、自立に向けた努力をしてください。

保護利用中は、自分の健康保持・増進に努め、計画的に家計をやりくりし、健康でより良い生活状態を作りあげるよう努めましょう。

##### ◆福祉事務所への届出の義務を守ること

生活保護法第61条に基づき、収入や支出その他世帯の状況に変動があるときには、すみやかに福祉事務所へその旨の届出を行ってください。

※世帯主だけでなく、働ける年齢の方（義務教育修了後の15歳以上、高校生等未成年も含む）が世帯にいる場合、保護開始時は『「生活保護のしおり」説明確認書』（最終頁にあり）を提出していただきます（全員、自筆で記入してください）。

※保護利用中に働ける年齢となった方や働ける年齢の方が転入した場合は、別途「生活保護法第61条に基づく収入の申告について」を提出していただきます（自筆で記入してください。）

## (1) 「収入（無収入）申告書」について（見本あり）

保護費以外の収入を得たとき、あるいは何も収入を得ていなくても、世帯全員の収入状況を「収入（無収入）申告書」に記載し、福祉事務所に提出してください。なお、記入した収入を証明する資料（給与明細や口座の写し等）も添付してください。

～例～

- ・就労が可能と判断される方、求職活動を行っている方（収入の有無に関わらず求職活動状況報告書裏面に記載し、原則毎月提出）。
- ・新たに働き始めたときや働いている会社が変わるなど、給与額が変わる見込みのあるとき。
- ・働いていて収入に変動があったとき（賞与等も申告してください）。
- ・財産を処分したり、親族からの仕送りなど臨時の収入を得たりしたとき。
- ・新たに年金や手当、仕送り等の収入を得たときや、その金額が変わったとき。

※年金や手当、仕送り等の収入金額に変わりがないときや、保護者以外に収入がない場合でも、少なくとも12か月ごとに申告書を提出してください。

### ①高校生のアルバイト収入について

高校生がアルバイトをして得た収入も必ず申告してください。20歳未満の方には「20歳未満控除」や「基礎控除」等が適用されます。

また、事前に福祉事務所から承認が得られた場合は、クラブ活動費の一部、私立高校における授業料の不足分、学習塾費、高校卒業後に進学を考えている場合その進学費用としての貯蓄分等を、収入認定額から除外することもできます。詳しくは、担当のケースワーカーにお尋ねください。

ただし、収入申告をせず、後からその収入が判明した場合には、原則その分の保護費を全額返していただくこととなりますのでご注意ください。

### ②課税調査等による収入額の調査を行います

福祉事務所では、収入状況を確認するため、生活保護法第29条の規定に基づき、毎年課税状況の調査を行います。また、必要に応じて、関係先（就労先、年金事務所等）へ調査を行います。

事実を偽ったり隠したりして収入の申告が適正に行われていないことが明らかになった場合は、不正に受けた保護費を福祉事務所が徴収します。また、徴収金について、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることや、詐欺罪等で告訴する場合があります。

## (2) 「保護変更申請書」について(16ページに見本あり)

支出その他生計あるいは世帯の状況に変動があったときには、すみやかに福祉事務所に「保護変更申請書」を提出してください。

～例～

- ・病気やけがで病院等へかかるとき、入院、退院や転院をするとき。
  - ・出生、死亡、転入、転出等の理由で家族に変動があったとき。
  - ・出産、生業、葬祭、住宅の修理等特別な費用が必要なとき。
  - ・介護サービスを利用するとき。
- (その他、介護事業者の変更や介護サービスの種類に変更があったときなど。)

## (3) 「資産申告書」について(見本あり)

世帯の資産（現金、預金、動産、不動産等）について、12か月ごとに資産申告書を福祉事務所に提出してください。なお、申告いただいた内容によっては資産を証明する資料の確認が必要となります。また、必要に応じて、関係先へ調査を行います。

### ◆福祉事務所の指導・指示に従うこと

福祉事務所では、次のようなとき、口頭又は文書で指導・指示を行います。保護利用中の方はこれに従う義務があります。

#### (1)就労についての指導・指示

- ・健康状態等からみて、働くことができるにもかかわらず、正当な理由もなく働かないでいるとき。
- ・働いていても、収入増加を図るための十分な努力（転職も含む）をしていないとき。

#### (2)療養上の指導・指示

- ・病気を治す必要があるにもかかわらず、治療に熱心でないとき。
- ・主治医や福祉事務所の医師の意見にもとづき、入院・退院・転院が必要と認められるとき。
- ・健康状態等を確認するための検診命令に従わないとき。

#### (3)その他の指導・指示

- ・売却等により利用する必要のある資産等を処分しないとき。
- ・扶養義務者が援助の申し出をしているにもかかわらず援助を受けないとき。
- ・利用が可能な生活保護法以外の制度や施策を利用しないとき。
- ・福祉事務所への届け出の義務を守らないとき。
- ・その他保護の目的達成に必要な指導に従わないとき。

◆保護費の返還を求められた場合、速やかに返還すること

次の場合、すでに支給された保護費の範囲内（医療費等現物で支給されたものも含む）  
で、得た収入の全部又は一部を福祉事務所へ返還してください。

- ・急迫した事情のため、不動産や自動車等の資産があるにもかかわらず保護を受けた場合  
で、その資産を処分するなどにより収入を得たとき。
- ・加入していた生命保険の保険金又は解約返戻金等を受領したとき。
- ・保護の開始後に、過去に遡って年金や手当、補償金等を得たとき。
- ・その他、保護の変更により、決定した保護費より多く保護費を支給されていたとき（そ  
の差額を返還してください）。

※返還金については、福祉事務所との協議の上、「保護金品等を返還金の納入に充てる旨の  
申出書」を提出していただくことで、その申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、  
返還金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てることができます。

## [ 保護利用中 特に注意すること ]

◆事實を偽ったり隠したりして不正に保護を利用したときは、福祉事務所が法第78条に基づき不正に受けた保護費の全部または一部を徴収します（徴収金については、100 分の40 を乗じた金額を上限に上乗せすることがあります。）。また、不正受給の方法が悪質だと判断した場合には、詐欺罪等で告訴する場合があります。

※徴収金については、福祉事務所との協議の上、「保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申し出書」を提出していただくことで、その申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てることができます。

◆福祉事務所が、保護を適用する上で必要と認め行う文書による指導・指示に正当な理由がなく従わない場合は、弁明の機会を設けたうえで、保護の変更や停止・廃止を行うことがあります。

◆資産状況、健康状態等を調べるための調査や検診命令に従わない場合は、保護の変更や停止・廃止を行うことがあります。

◆交通事故や飲食店等での食中毒など、第三者の行為を原因として医療行為や介護サービスを受けた場合、相手が誰であっても、また自分の過失の大小に関わらず、福祉事務所に届出をしてください。

◆暴力団員は、保護の要件を満たさないため、保護を利用できません。

## [ 病院へのかかり方 ]

◆市役所で発行している「国民健康保険証」は、保護利用している期間は使用できませんので、至急返却してください。（会社の健康保険は利用できます。）

◆できるだけ近隣の、生活保護法で指定されている病院・診療所（指定医療機関）で受診してください。やむを得ず遠くの指定医療機関で受診しようとする場合は、事前に福祉事務所に相談してください。

なお、一般病床200床以上の指定医療機関の受診については、文書による紹介がある場合、緊急その他やむを得ない事情がある場合、診療科目が当該病院のみにしかない場合、当該病院への受診が必要と判断された場合に限られるので、ご留意ください。

### 【手続き】

#### 福祉事務所での手続き

- ① 「保護変更申請書」を提出
- ② 「生活保護法による診療について（依頼）」を受け取る



#### 病院等医療機関での手続き

- ③ 「生活保護法による診療について（依頼）」を病院等の窓口に提出  
(会社の健康保険証がある方は一緒に提出)

●同じ指定医療機関に続けてかかる場合は、あらためて手続きをする必要はありませんが、1か月以上間があく場合は最初と同じ手続きをとってください。

●次の場合は、必ず福祉事務所まで連絡してください。

- ・病院等から処方せんをもらい、薬局で薬を受け取るよう指示されたとき。
- ・病気やけがが治ったり、治療を中断したとき
- ・入院や退院、又は転院したとき。

●急病のため夜間や休日に病院等にかかる場合や、傷病等の状態により福祉事務所へ事前の連絡ができない場合は、別にお渡ししてある『受給者証（休日・夜間緊急受診証）』を病院等へ提出してください。『受給者証（休日・夜間緊急受診証）』を利用した場合は、必ず福祉事務所へ連絡してください。

- 次の場合、必要に応じてその費用を支給することができますので、事前に福祉事務所へ申請してください。

通院費…交通費がかかるときは、『通院申告書』を提出してください。

治療材料費…メガネやコルセット等治療の一環として治療材料費を必要とするときは、あらかじめ『保護変更申請書』を提出してください。

- 後発医薬品の使用についてお願ひ

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用普及については、国全体で取り組んでいます。このため、保護においても、その取り組みの一環として、医師が後発医薬品への変更を不可としている（一般名処方を含む）場合は、後発医薬品を原則として使用していただくことになります。

薬局で、後発医薬品の使用について説明を受けたときは、原則後発医薬品を使用してください。

## [ 介護扶助について ]

### 【介護扶助とは】

- 65歳以上の方は、生活保護を利用していても、介護保険に加入することになります。介護が必要になったときには、介護保険から必要なサービスが受けられます《第1号被保険者》。自己負担の一割分は、介護扶助として保護で負担します。
- 医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方も介護保険に加入することになります《第2号被保険者》。加齢に伴う疾病（特定疾病）により介護が必要となったときには、介護保険から必要なサービスが受けられます。自己負担分は、介護扶助として保護で負担します。
- 医療保険に加入していない40歳以上65歳未満の方は、介護保険に加入することはできません《被保険者以外の方》。介護が必要となったときには、「障害者総合支援法」（正式名：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）による自立支援給付等の他法が優先適用となります。ただし、加齢に伴う疾病（特定疾病）により介護が必要となった方で、他法による給付が受けられない場合には、保護の介護扶助で、必要なサービスを受けられます。介護保険に相当する範囲内でサービスが受けられ、この場合の費用は保護で負担します。

	40歳～65歳未満の方	65歳以上の方
医療保険 未加入者	介護保険の被保険者以外の方 (介護扶助10割給付) ※保護利用者の大多数は、医療保険の未加入者（国民健康保険の適用除外）であるので、介護保険の被保険者となりません。 ※障害者総合支援法による自立支援給付等が優先適用となります。	介護保険第1号被保険者  (介護保険9割 + 介護扶助1割)
医療保険 の 被保険者	介護保険第2号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)	

#### 【サービス利用の手続き】

◆介護サービスを受けるには、介護が必要な状態である旨の認定を受ける必要があります。

①第1・2号被保険者の場合、市町村（介護保険窓口）への要介護認定申請のほかに、福祉事務所へ介護扶助の申請をしてください。要介護認定の結果や居宅介護サービス計画（ケアプラン）をもとに介護扶助を決定します。

②被保険者以外の方は、福祉事務所へ介護扶助の申請をしてください。

◆ケアプランを作成する際には、指定介護機関の中から事業者を選定していただくことになりますので、事前に福祉事務所へご相談ください。

#### 【保険料とその納め方】

◆介護保険制度は、必要なサービスを社会全体で支えるために、加入者みんなで保険料を納めます。保護を利用されている方も、①65歳以上の方、②医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方は、介護保険の被保険者となりますので、保険料を納めていただきます。被保険者以外の方は、保険料を納める必要はありません。

◆老齢年金などを受給している方は、年金から介護保険料が天引きされます。ご本人が市町村へ直接支払う必要はありません。年金収入が少なくなった分は、保護費として福祉事務所から支給します。なお、天引きの対象となるのは、月額1万5千円以上の老齢年金などを受給している方です。

◆その他の方は介護保険料を、納付月に保護費に上乗せして福祉事務所から支給しますが、福祉事務所では、必要に応じ、介護保険料の代理納付を行っています。

## [ 保護費の支給について ]

初めての保護費は、保護開始決定通知書に記載のとおり支給されます。次回からは毎月原則5日（定例支給日）に支給されます。原則、口座振込となります。保護費を福祉事務所（窓口）で受け取るときは、印鑑、その他（ ）を持参してください。

## 保護開始決定時の手続きについて

保護を利用する事が決まったときは、必要に応じて次の手続きをとってください。

### ◆福祉事務所での手続き

- ・国民健康保険は使えなくなりますので、国民健康保険証を返却してください。
- ・固定資産税、住民税、国民年金保険料等は免除になる場合がありますので、免除申請の手続きについては社会福祉課保護係へご相談ください。

### ◆その他の手続き

- ・N H K放送受信料の減免がありますので、手続きをしてください。

## 申請書等

表 面

(別紙1)

## 収 入 申 告 書

逗子市福祉事務所長 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

私の収入を次のとおり申告します。

就労月を記入

1 働いて得た収入

( 月分)

日	働いた日 に○印	勤務先(会社名)	収入額 (日当等)	日	働いた日 に○印	勤務先(会社名)	収入額 (日当等)
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							

合 計	就労日数	日
	収入額	円
	必要経費等	円

給与明細等の写しの提出があれば、  
就労日等の記入は省略可能。

(記入にあたっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

## 収入申告書 裏面

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有 ・ 無	国民年金、 厚生年金、 恩給、 児童手当、 児童扶養手当、 特別児童扶養手当、 雇用保険、 傷病手当金、 その他( )	収入額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入

有 ・ 無	内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円
無	現物による収入 (もらったものを○で囲んでください。)	

4 その他の収入

有 ・ 無	内 容	収 入
	生命保険等の給付金	円
	財産収入 (土地、家屋の 賃貸料等)	円
無	そ の 他	円

(記入上の注意)

1 「1 働いて得た収入」のうち、

(1) 働いた日に○印を付け、その右欄に勤務先及びその日の収入を記載してください。また、1箇月の合計を合計欄に記入してください。(ただし、給料が月給の場合、収入額は合計欄のみ記入してください。)

(2) 合計欄の必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。

2 2~4の収入は、その有無について○で囲んでください。有りを○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。

3 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。

4 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明等、各種保険支払通知書等は、この申告書に必ず添付してください)。

5 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条または刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第12号

ケース番号

## 保護変更申請書

(傷 病 届)

受付印

点線の枠内を記入

年 月 日

逗子市福祉事務所長

申請者 住 所

氏 名

患者との関係

次のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

受診する医療機関を記入  
指定医療機関名 ( )

患者 氏名	男 女	生年 月日	昭 平 令	年 月 日 (才)
居住地	住所を記入	世帯主 氏名		
病状 及び 理由	病状やけがの状態など 受診が必要な理由、状況を記入			
現在受けている扶助の 種類	生、住、教、介、医、その他の 保護係が記入します。			
医療扶助開始月日	年 月 日 より 受診日を記入			
社会保険等の有無	決裁月日	統計カード	申請処理簿	
有 無 割	印			

保護変更申請書(傷病届)の  
2枚目(複写)になっているた  
め、記入は不要です。

年 月 日

殿

逗子市福祉事務所



生活保護法による診療について（依頼）



このことについて、つぎのとおり傷病届を受理いたしましたので、生活保護法

指定医療機関医療担当規定にもとづく診療を開始下さるよう依頼いたします。



尚所内の手続が済みましたら月末までに生活保護法医療券を送付いたします。

患者 氏名	男 女	生年 月日	昭 平 令	年 月 日 (才)
居住地		世帯主 氏名		
病状 及び 理由				
現在受けている扶助の 種類	生、住、教、介、医、その他			
医療扶助開始月日	年 月 日 より			
社会保険等の有無				
有 無 割				

## 生活保護法による保護開始・変更・申請書

変更する内容が無ければ空欄

現在住んでいるところ 逗子市		現在のところへ住み始めた時期 年 月 日								
家族の状況  の 状 況	人員	氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
	1			世帯主						
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
家族のうち別なところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ										
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)		関係先照会への同意(別添3)					
の援助をし てく れる 況者	世帯主又は家 族との関係	氏 名		住 所		今まで受けた援 助及 び将 來の見 込				
保護を申請する理由(具体的に記入してください。)										
変更の場合は、この欄へ変更内容を記入										
上記の通り相違ないので、生活保護による保護を申請します。										
年 月 日 申請者 氏名 <span style="float: right;">印</span> 保護を受けようとする者との関係 電話番号										
逗子市福祉事務所長 殿										

(記入上の注意)

1. 申請者と保護を受けようとするものが異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。
  2. 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (注) この申請書は、開始・変更いずれの場合にも用いるものとし、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付せること。

原則、年1回 4月に提出  
変更があれば都度提出

## 資産申告書

年 月 日

逗子市福祉事務所長 殿

住 所  
申告者  
氏 名

現在の私の世帯の資産状況は、下記のとおり相違ありません。

家屋	自己の居住用	面 積	所 在 地		所有者
	その他の家屋	有・無			
土地	自己の居住用地	有・無			
	その他の宅地	有・無			
	田 畑	有・無			
	山林・その他	有・無			
自動車 (自動二輪を含む)	車種(車名)	排気量	年式	所有者	
		cc	年式		
現 金	有・無				
預 貯 金	預 金 先	口座番号	口座名義	預貯金額	
					円
有価証券類	種 類	額 面	評価概算額		
		円			円
生命保険 その他の保険	契 約 先	契約金	保険料(月額)		
貴金属その他 高価なもの	品 名				

### 注 意

- 保護の決定又は実施のために必要があるときは、生活保護法第29条の規定に基づき関係先へ調査することがあります。
- 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第78条の規定に基づき、それまでに受給した費用を徴収される他、同法第85条又は刑法の規定に基づき処罰されることがあります。

## 通院申告書

令和 年 月 日

申告者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり申告します。

患者氏名		住 所			
乗車区間	から			まで	往復 片道
乗車経路					
金額					

通院確認欄 ( 月分 )

通院日(通院した日に印を押してください。)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	30	31		

通院日の欄へ  
かかりつけ医に押印  
してもらってください。

記のとおり当院に通院したことを確認します。

令和 年 月 日

福祉

かかりつけ医に  
医療機関名と医師名  
を記入・押印等して  
らってください。

医療機関

医 師 名

月 分)

数 日 = 円

## [ 就労自立給付金 ]

保護利用中に、安定した生活が継続できる職業に就いたことにより、保護を必要としなくなったと福祉事務所が判断した方から、申請をいただくことで、就労自立給付金の支給を受けられます。

◆この給付金の申請は、保護の廃止の直前に行っていただき、給付金は、保護の廃止決定時又は廃止後速やかに支給されます（保護の廃止後も申請できます）。

※給付金の支給を受ける権利は、保護廃止日より2年を経過したときは、時効によつて消滅します。

※過去に給付金の支給を受け、3年を経過していない方は、支給対象とはなりません。ただし、就労していた会社等の倒産や事業の廃止などやむを得ない理由（疾病等自己都合による場合は除きます）がある場合は対象となることもあります。

※辞退によって保護が廃止となった方は、給付金の支給対象とはなりません。

◆支給方法は、保護廃止前の最大6ヶ月分の就労による収入認定額に対し10%を乗じた額に、単身世帯2万円／複数世帯3万円を加えた額と、支給上限額とを比較し、いずれか低い額が、保護廃止時に世帯単位で一括支給されます。支給上限額は、単身世帯の場合は10万円、2人以上の世帯の場合15万円となります。

※実際の給付金の金額は、申請があった後に算出します。

◆福祉事務所は、給付金の支給を適切に行うため、必要があるときは、保護利用中若しくは保護利用終了後、雇主その他の関係する人に、安定した職業に就いた事実や就労収入の額等必要な事項の報告を求めることがあります。

◆事実を偽ったり隠したりして不正に給付金の支給を受けたときは、福祉事務所が法第78条に基づき不正に受けた給付金の全部または一部を徴収します。（徴収金については、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることがあります。）

## [進学準備給付金]

保護利用中に、高等学校等を卒業し大学等に進学する方は、進学準備給付金の支給を受けられます。

◆この給付金の申請は、大学等へ確実に入学すると見込まれる対象者が生活保護世帯員である間に行っていただきます。給付金は、申請のあった日から14日以内、ただし、進学先等の調査に時間を要する等特別な事由がある場合は30日以内に決定し、支給されます。

※給付金の支給を受ける権利は2年を経過したときは、時効によって消滅します。また再支給はできません。

〈申請書類〉

① 進学準備給付金申請書

② 大学等へ確実に入学すると見込まれることが分かるもの

(次のいずれか)

- ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
- ・入学金延納を申請した書類の写し
- ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等

③ (進学に伴い転居する場合) 新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

④ その他、進学先の概要等が分かる書類等

◆支給額は、次の通りです。

進学に伴い転居する方【30万円】

現在の自宅から通学する方【10万円】

※奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取扱いになります。

進学した後は、進学した方の分の生活保護費は支給されませんが、現在の自宅から通学する方の世帯については、住宅扶助費の減額はありません。

◆事実を偽ったり隠したりして不正に給付金の支給を受けたときは、福祉事務所が法第78条に基づき不正に受けた給付金の全部または一部を徴収します。（徴収金については、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることがあります。）

## [ 相 談・連 絡 先 ]

- ◆福祉事務所の担当者が定期的にあなたの家庭を訪問しますので、日頃の心配ごと等、どんな小さいことでも遠慮なく相談してください。また、市役所や地区の民生委員もいろいろな相談にのってくれます。
- ◆福祉事務所の担当員、民生委員は、あなたの相談ごとを他人に漏らすことを法律で禁止されていますので、安心して相談してください。

あなたの担当は

逗子市福祉事務所 社会福祉課 保護係（ 046-872-8158 ）  
担当ケースワーカー



(福祉事務所保管)

## 「生活保護のしおり」説明確認書

生活保護利用中の権利・義務及び所定の手続き等について、説明を受け、了承しました。私と私の世帯員に関する、次の事項について改めて説明を受けたので、□にチェックし、署名します。

- 健康の保持・増進に努め、また収入・支出などの生計の状況を知り、生活をより良くするよう努めます。
- 生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があることの説明を受け、理解しました。
- 世帯主だけではなく、他に世帯員がいる場合、その者の収入（高校生などの未成年が就労（アルバイトも含む）して得た収入や無収入の場合も含む。）についても福祉事務所に申告する義務があることを了承し、私と私の世帯員のすべての収入について、福祉事務所に申告します。
- 世帯の収入、支出、世帯の状況等に変動があった場合は、福祉事務所に速やかに申告します。
- 福祉事務所が実施する調査（収入、課税、資産、社会保障給付、健康状態など）はマイナンバーを利用した情報連携により行う場合があることを理解しました。
- 家賃や給食費、介護保険料など、生活保護により給付される各種支払いについては、正しく納付します。滞納がある場合等は、代理納付を了承します。
- 保護の目的達成や決定実施のために福祉事務所が行う必要な指導・指示には従います。
- 事実を偽ったり隠したりして、不正保に護を利用した時は、生活保護法第78条に基づき、不正に受けた保護費を全額返還します。（不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる等「不実の申告」と福祉事務所に判断された場合も含む。）
- 保護費の返還を求められた場合は、速やかに返還します。
- 暴力団員は保護を適用されないことの説明を受けました。私と私の世帯員は、暴力団員ではありません。

年      月      日

(説明を受けた方) 氏名 \_\_\_\_\_

(説明した人) 逗子市福祉事務所 社会福祉課保護係

氏名 \_\_\_\_\_

(参考) 生活保護法

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額徴を収することができる。

2 (略)

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第2項の規定は、前3の規定による徴収金について準用する。

第78条の2 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によって行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第77条の2第1項（中略）の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

(参考) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）

第9条 別表第一の上覧に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用ることができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2～5 (略)